

令和8年度 入園のしおり  
重要事項説明書

こどもはみんなすばらしい



学校法人 阪急学園 きりん園



西宮市段上町8丁目9-13

0798-57-3789

# 学校法人阪急学園 きりん園 入園のしおり

令和8年4月1日現在

## I きりん園について

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	学校法人 阪急学園
代表者名	理事長 松本 陽介
事業者の所在地	兵庫県西宮市大屋町28番18号



### 2. 保育園の概要・施設の概要・定員及び・児童数

名称	学校法人 阪急学園 きりん園
所在地	西宮市段上町8丁目9番13号
電話番号	0798-57-3789
事業認可年月日	平成23年4月1日
施設長名	園長 中林 理恵
沿革	平成23年4月1日 学校法人阪急学園 段上認定こども園 きりん園として開園(定員60名) 平成27年4月1日 学校法人阪急学園 きりん園に変更(民間保育園となる)
敷地面積	3,440.24㎡(段上幼稚園含む)
建物	鉄骨造4階建て
施設の内容	乳児室1 保育室4 調乳室1 沐浴室1 便所3 倉庫3 多目的室1 事務室1 医務室1 調理室1 保育士休憩室1 調理員休憩室1
定員	0歳児:10名 1歳児:25名 2歳児:25名 合計:60名
児童数	0歳児:14名 1歳児:25名 2歳児:25名 合計:64名

### 3. 保育理念・保育方針・保育目標

【保育の理念】	～ こどもはみんなすばらしい ～ ～ やる気とやさしさ ～
【保育方針】	～ 人や社会との触れ合いの中で豊かな心を育てる ～ 1. 一人ひとりの子どもの成長発達段階を踏まえ、元気な子どもを育む。 2. わらべうたを通して、穏やかで豊かな心を育てる。 3. 隣接する姉妹園の幼稚園児との触れ合いを深め、異年齢の子ども達と関わる中で社会への興味や関心を広げる。
【保育目標】	1. 腰骨を立て心身共に健康な子ども 2. 友だちと共に意欲的に遊ぶ子ども 3. 自分で考えて行動する子ども 4. しつけの三原則 「あいさつ」「へんじ」「はきものを揃える」

## 7.利用者負担

### 【保育料】

西宮市が定める保育料となります。（「市民税非課税世帯」の児童に係る保育料については無償）

なお、次の場合は、保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合（退園届をご提出ください。）
- ・災害、その他緊急、やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

### 【延長保育にかかる利用者負担金】

西宮市の支給認定証に保育必要量（保育標準時間・保育短時間）が示されています。

市民税の非課税世帯（ひとり親世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、上限3,000円の減免があります。

項目	金額
保育標準時間認定にかかる時間外保育料	月額 4,000円
保育短時間認定にかかる時間外保育料	月額 1,200円／30分
スポット延長にかかる時間外保育料	400円／30分

原則としてスポット延長時間外保育利用はできません。ただし、次の場合はご相談ください。

- ・事故や天候による交通機関の乱れ等で遅延証明書や事故証明書を提出できる場合
- ・月の途中で勤務を開始または転職される場合

### 【上乘せ・実費徴収分】

項目	金額
帽子	1,220円
セーフティクッション（防災頭巾）＜1、2歳児＞	1,750円
午睡用敷きパッド（100cm）＜0、1歳児＞	2,700円
午睡用敷きパッド（130cm）＜2歳児＞	2,900円
シンボルマーク	700円
正方形タオル（口、顔拭きタオル）	100円
長方形タオル（手拭きタオル）＜1、2歳児＞	110円
フェイスタオル（エプロン用）	160円
外遊びタオル＜0、1歳児＞	90円
日本スポーツ振興センター共済掛金（※）	年額 240円
紙おむつのサブスクリプション「紙おむつ登園セット」GOON <希望者>	月額2,680円

・納入価格の変更に伴い、年度の途中で販売価格が変更になる場合があります。

（※）生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

### 【支払い方法】

- ・物品費や延長保育料は、三井住友銀行のご登録口座より翌月13日（土日祝日の場合は翌銀行営業日）に引き落としとなります。一度のご利用にかかる口座振替手数料55円は保護者負担となります。
- ・残高不足により引き落としができなかった場合は、現金徴収となります。振込手数料は保護者負担となります。
- ・当園からの日本スポーツ振興センターによる給付金のお支払いが発生した場合は、原則ご登録口座へ振込みます。当園の口座が西宮北口支店のため、同支店であれば振込手数料は無料となりますが、他支店の場合は保護者負担となります。

## II 保育時間について

### 1. 保育時間

- ・保護者の勤務時間と通勤時間により「保育許可時間通知書」を発行します。保育時間をお守りください。  
保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、書類の提出が必要  
必要です。当園に提出する場合は、変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市  
保育入所課に提出する場合は、変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに提出ください。  
支給認定の内容は翌月1日から変更しますので、月途中での変更はできません。
- ・勤務証明書に記載されている以外の状況が発生する場合は、事前に副申書を提出ください。
- ・シフト勤務の場合は、毎月シフト表を提出してください。
- ・保護者の勤務先や勤務時間に変更になった場合や住所に変更がある場合は、必ず連絡してください。
- ・仕事が休みの場合は、家庭での親子の関わりや絆を深める大切な日としてください。用事等で登園される  
場合の保育時間は、8時30分から16時30分までです。

### 2. 延長保育

延長保育は原則、保護者が就労の場合にご利用いただけます。利用には『延長保育申請書』の提出が必要です。  
また、不要になった場合には『解除証明書』の提出が必要となりますので、園に連絡してください。  
公共交通機関の遅延で18時30分を過ぎた場合は、遅延証明書の提出があれば、スポット対応が可能です。  
(料金についてはP4.7に記載の利用者負担の【延長保育にかかる利用者負担金】に記載しています。)

### 3. 土曜保育

土曜保育は原則、保護者が就労の場合にご利用いただけます。利用には『土曜保育申請書』の提出が必要です。  
不要になった場合には『解除証明書』の提出が必要となりますので、園に連絡してください。  
れんらくアプリ【土曜保育申込】から出席の登録をしてください。

## III きりん園の生活について

### 1. 慣れ保育

慣れ保育は、保育園という家庭とは違う新しい環境での生活に子どもたちがゆっくり慣れていくための期間です。  
新しい環境に戸惑うことで、いつも以上に泣いたり、食事や睡眠、体調に変化が出たりします。保護者にとっても、  
そうした子どもの変化への対応に慣れていく期間です。また、この期間中に今後の保育時間を決めていきます。





#### 4. 薬

##### 薬の投与は原則的に行いません。

園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」にできないか、かかりつけ医にご相談ください。

- ・アナキラフィシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理表」を提出してください。
- ・経皮吸収型気管支拡張剤、虫よけシールは剥がれ落ちると誤飲の危険があります。登園時は貼らないようにしてください。
- ・園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下の物を使用します。

点眼薬【アイリスCL-Iネオ】

軟膏【ムヒS】、ワセリン【無添加ベビーワセリン】

経口補水液【OS-1】、乳幼児用イオン飲料【アクアライト、ミネラルアクア】

アルコール消毒

#### 5. 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

①あおむけに寝させる



②できるだけ母乳で育てる



③たばこをやめる



また、園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあおむけ寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0～1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。



こども家庭庁SIDSについて

#### 6. 災害共済給付制度

子ども達の安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(要保護児童(生活保護世帯)については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

## 2. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

(1) 避難訓練(月1回)…「火災」「地震」「水害」「不審者侵入」を想定し、実施します。

- ・「火災」「地震」の場合の避難場所: 段上小学校または段上西小学校
- ・「水害」の場合の避難場所: 段上幼稚園西園舎3階保育室
- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。

(2) 安全計画

園では年間の「安全計画」を定め子どもの安全に関する取組を進めてまいります。

- ・施設や設備等の安全点検
- ・園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導
- ・職員への各種訓練や研修

(3) 防犯対策

- ・顔認証で門扉が開錠するフェイスチェックを設置しています。
- ・来園時は必ず認証カードを首から下げてください。
- ・園周りには防犯カメラを設置しています。

## 3. 送迎

- ・送迎は原則として保護者が行ってください。毎回連絡帳にお迎え時間とお迎えに来る方を記入ください。また、お迎えの方やお迎えの時間に変更になる場合、必ずれんらくアプリで連絡してください。連絡がない場合は、お迎えに来られても引き渡しすることができません。

(1) 門扉について

不審者対策のため、保護者の皆様はQRコードより顔認証登録をお願いします。

- ・安全管理のため、門扉は保護者の手でしっかりと閉め、施錠の確認をしてください。



顔認証登録

(2) 登降園管理について

- ・登降園時には、事務所前のタブレットにQRコードを提示し、時間の打刻を行ってください。
- ・各保育室の出入り口の扉の鍵は必ず、保護者の手で閉めてください。



(3) 駐輪場について



- ・枠の中に整列して駐輪してください。
- ・駐輪場内では自転車から降りて押してください。
- ・危険ですので、駐輪場で走ったり遊んだりしないようにお願いします。

## VII 関係機関との連携について

- ・子どもの成長や発達などに対して適切な保育補助や子育て支援のために、保育園及び市が医療機関、療育機関、乳幼児健康診査などに関する保健福祉センターなどの関係機関との情報共有及び連携を行います。
- ・他園へ転園、進級する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ子どもの育ちなどに関する記録について情報提供することがあります、

## VIII 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」により、児童虐待の防止について、保育園は子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」に当たります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、当てはまるようなことがあれば、保育園は法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過度なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力）等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやアザがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは保育園ではありません。）市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に対し実施しています。

## IX 加入している損害賠償責任保険

損害保険などの種類	兵私幼協総合補償制度 園賠償責任保険	兵私幼協総合補償制度 行事参加者の傷害保険
損害保険の内容	通院・入院・死亡・後遺障害	通院・入院・死亡・後遺障害
給付内容	施設（対人・対物）・生産物（対人・対物）・特定感染対応費用補償特約 管理財物補償・人権侵害補償	行事参加者の傷害補償